

下関市公園便所個別施設計画

令和8年4月

下関市 都市整備部 公園緑地課

目 次

1. はじめに	1
2. 個別施設計画の対象施設	2
3. 計画期間	2
4. 維持管理手法	3
5. 対策の優先順位の考え方	5
6. 計画対象便所の健全度	5
7. 対策の内容・実施時期・費用の概算	6

1. はじめに

本市では、約8割の公園便所が標準的な耐用年数の5割を超えており、内約3割の便所が標準的な耐用年数の8割を超え、施設の老朽化が著しい状況にあります。今後、さらに老朽化が進むと、重大な事故や施設の利用を停止するなどのリスクが高まることが懸念されます。

これらに対応するため、各便所の撤去・更新、補修等を速やかに進める必要がありますが、限られた財源の中では、老朽化の進行に対して、対応が追いついていないのが現状としてあり、安全確保や維持管理費の負担増大が課題となっています。

このため、今後、便所の計画的かつ効率的な維持管理の推進を図るため、本計画を策定することといたしました。

本計画では、維持管理手法について、これまでの老朽化・使用不能の段階で新たな施設に更新する『事後保全型管理』から、損傷が軽微な段階で小規模な修繕を行う『予防保全型管理』に転換することで施設の長寿命化を図り、既存施設をより長く大切に利用するとともに、ライフサイクルコストの縮減を図ってまいります。あわせて、部分的な修繕では将来的なライフサイクルコストに繋がらない便所や、利用者・地域ニーズの変遷により機能の見直しが必要な便所については、適宜更新を行います。

本計画により誰もが安全で安心して利用できる公園となるよう、一層取り組んでいきます。

なお、事業実施に当たっては、各年度のばらつきを抑えるため、事業費の平準化を図りながら進めていきます。

2. 個別施設計画の対象施設

本計画の対象施設は、市が管理する公園及び緑地内の便所のうち、公園緑地課及び豊浦総合支所建設農林水産課が所管する広域公園、総合公園、運動公園等、地区公園、近隣公園、街区公園等に設置されている便所とする。

(1) 計画対象公園種別箇所数

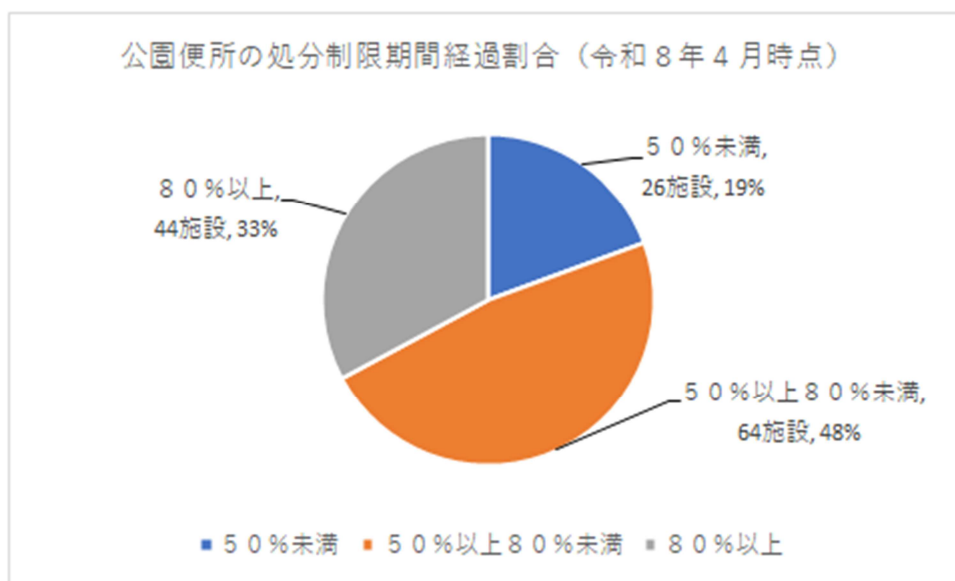
(令和8年4月末時点)

街区	近隣	地区	総合	運動	広域	都緑	墓園	広場	合計
77	17	13	15	2	6	1	1	2	134

(2) 計画対象公園施設

便益施設（便所）・・・・・・・・・134施設

(3) 計画対象公園便所の処分制限期間経過割合



3. 計画期間

計画期間は、令和8年度～令和17年度の10年間とする。

4. 維持管理手法

公園内に設置されている便所は、構造、規模などがそれぞれ異なるため、画一的な維持管理ではなく、それぞれの便所の特性に応じた効果的な維持管理を行う。

その維持管理手法については、安全性の確保やライフサイクルコストの縮減などの観点から「予防保全型管理」による維持管理を基本としつつ、劣化が進行した便所や機能の見直しが必要な便所については、「事後保全型管理」による維持管理を行うこととする。

(1) 予防保全型管理

予防保全型管理とは、施設の劣化や損傷の進行を未然に防止し、長持ちさせることを目的として、計画的に対策を行うようにして管理することである。

予防保全型管理を行う便所については、構造材、消耗材等の劣化や損傷の状況を確認するための健全度調査を実施し、表1の評価基準により施設の総合的な健全度判定を行い、健全度に応じて、計画的に対策を実施する。なお、法定点検や定期点検(※1)を実施しているものについては、その点検結果に基づき、健全度を判定することとする。

(※1) 公園施設については、電気事業法、消防法等で定められた法定点検を行っており、便所については、国土交通省の「公園施設長寿命化計画策定指針(案)【改定版】」に基づき定期点検を実施する。

(2) 事後保全型管理

事後保全型管理とは、施設の日常的な維持保全や点検を行いながら、施設の機能が果たせなくなった段階で対策を実施するようにして管理することである。

事後保全型管理を行う便所については、利用頻度の少ない施設の撤去や施設規模や仕様の変更による補修・更新を行うことにより、維持管理費用の軽減に取り組んでいく。

なお、公共施設の適正配置に関する方向性において廃止・譲渡とされている施設については、地域との対話を図りながら利用状況なども踏まえた上で、施設のあり方について検討する。

なお、公園施設の日常的な維持保全や点検については、国土交通省の「公園施設の安全点検に係る指針（案）」に基づいて実施する。

また、表1の評価基準により便宜的に健全度の確認を行っておくものとする。

表1 健全度判定の評価基準

健全度	評価基準
A	<ul style="list-style-type: none"> ・全体的に健全である。 ・緊急の補修の必要はないため、日常の維持保全で管理する。
B	<ul style="list-style-type: none"> ・全体的に健全だが、部分的に劣化が進行している。 ・緊急の補修の必要性はないが、維持保全で管理する中で、劣化部分について定期的な観察が必要である。
C	<ul style="list-style-type: none"> ・全体的に劣化が進行している。 ・現時点では重大な事故につながらないが、利用し続けるためには部分的な補修又は更新が必要である。
D	<ul style="list-style-type: none"> ・全体的に劣化が顕著である。 ・重大な事故につながる恐れがあり、公園施設の利用禁止又は緊急な補修若しくは更新が必要である。

出典：公園施設長寿命化計画策定指針(案)【改定版】

(令和7年3月 国土交通省 都市局 公園緑地・景観課) p.33

ただし、施設の劣化や損傷が著しく、公園利用者の危険に繋がることが明白な便所については、即時の応急対応を行うとともに、早急な改善を行う。

維持管理手法の分類とその対象便所を整理すると、表2のとおりである。

詳しくは資料編2. 1. (1) 各施設の管理類型の考え方のとおり。

表2 維持管理手法の分類とその対象便所

分類	予防保全型管理とする便所	事後保全型管理とする便所
管理方法	法定点検や定期点検などにより施設の劣化等の状況を把握し、その進行を未然に防止するよう計画的に対策を実施する。	施設の機能が果たせなくなった段階で対策を実施する。
対象便所	事後保全型管理に分類したものを除くすべての便所	以下の条件に該当する便所 <ul style="list-style-type: none"> ・劣化が全体的に進行したもの(健全度C以上) ・利用者・地域ニーズの変遷による機能の見直しが適宜必要なもの ・利用頻度が相対的に低いと想定されるもの

維持管理手法の分類による予防保全型管理とする便所は43施設、事後保全型管理とする施設は91施設である。

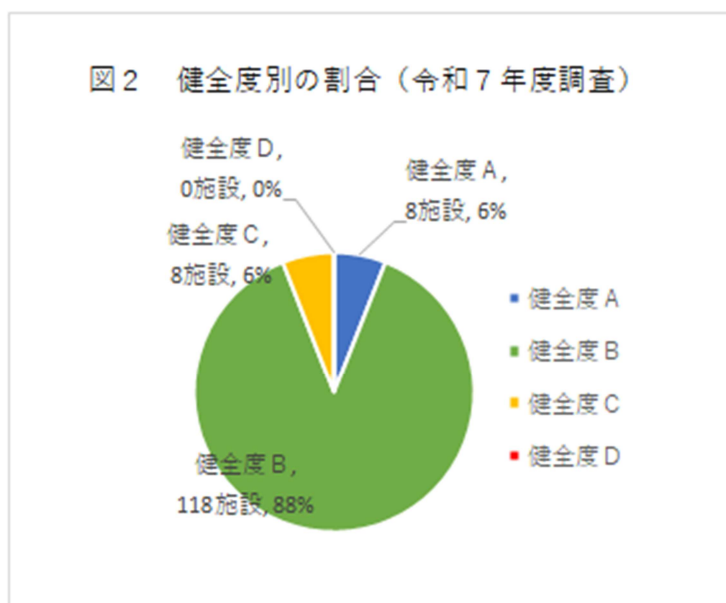
5. 対策の優先順位の考え方

対策の優先順位は、令和7年度に実施した健全度判定や緊急度判定、施設の利用状況等を踏まえて設定した。また、便所の利用状況等を考慮し、機能の見直しが必要な便所についても、他の便所の劣化状況を踏まえてできるだけ早期に対策を実施する。

ただし、施設の劣化や損傷が著しく、公園利用者の危険に繋がることと明白な便所については、即時の応急対応を行うとともに、早急な改善を行う。

6. 計画対象便所の健全度

令和7年度に健全度判定を実施した結果は、図2及び表3のとおりであり、対象とした134施設のうち、健全度Aが8施設（6%）、健全度Bが118施設（88%）、健全度Cが8施設（6%）、健全度Dが0施設（0%）となっている。



7. 対策の内容・実施時期・費用の概算

(1) 対策の内容・実施時期

対策内容及び実施時期は、表3のとおり。なお、予防保全型管理を行う便所の健全度判定については、概ね5年ごとに行うこととし、今回は令和12年度（2030年度）に実施する予定である。なお、改修等に当たっては、高齢者、障がい者等の自立した日常生活及び社会生活を確保するため、施設のバリアフリー化に取り組むと共に、年齢や性別、障がいの有無等にかかわらず、誰もが使用しやすい設計として、ユニバーサルデザインの考え方に配慮する。

表3 維持管理手法の分類とその対象便所

対策内容		対策時期									
		R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)	R13 (2031)	R14 (2032)	R15 (2033)	R16 (2034)	R17 (2035)
予防保全型管理	定期点検	→									
	維持保全 (保守・清掃・修繕)	→									
	更新・補修	→									
事後保全型管理	日常点検	→									
	維持保全 (保守・清掃・修繕)	→									
	更新・補修・撤去	→									

(※) 修繕：部分的な修復や消耗材の部品交換などを行うことをいう。

補修：施設の寿命を延ばすことを目的に大規模な修理や交換を行うことをいう。

施設のユニバーサルデザイン化も含む。

(2) 対策費用の概算

1, 487 (百万円) 【令和8年度～令和17年度の10年間】

(※) 各年度に係る対策費用の概算は表4のとおり。

表4 対策費用の概算

年度	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11～17年度 (2029～2035年度)
事業費 (百万円)	115	146	151	1,075

(※) 対策費用は、予防保全型管理及び事後保全型管理を行う計画対象公園及び緑地内の便所に係る対策費用の合計である。対策費用は更新・補修費、補修費、健全度調査費の合計で維持保全費及び時期が未定のもの含まれていない。公共施設の適正配置に関する方向性において廃止・譲渡となっている施設については撤去又はユニバーサルデザイン化を行うこととし、ユニバーサルデザイン化に要する費用を計上した。なお、金額は全て概算であり、適宜更新する。